

震災復興に向けた基本的考え方について

2011年4月30日

(社)日本経済団体連合会

副会長・震災復興特別(委)共同委員長

岩 沙 弘 道

1. 被災地域の復興

(1) 復興に向けた体制

(2) 新しいまちづくり

(3) 産業復興

2. 日本経済の創生

(1) サプライチェーンの再構築

(2) 日本ブランドの復活

3. エネルギー・環境政策

(1) 原子力発電所事故の收拾と国民の信頼回復に向けた原因の徹底究明、安全対策の実施

(2) 夏期の電力需給対策の着実な実施

4. 成長戦略、TPP、税・財政・社会保障一体改革と震災復興の 整合的推進

5. 復興財源の確保と財政健全化

以 上

震災復興に向けた緊急提言
～一日も早い被災地復興と新たな日本の創造に向けて～

2011年3月31日
(社)日本経済団体連合会

わが国はいままさに国難に直面している。全国民が一致団結し、災害からの早期復興と新しい日本の創造に取り組んでいかなければならない。

最も重要なことは、スピード感を持って被災者支援、被災地復興、原子力問題の早期収束、そして、日本経済の立て直しに国を挙げて取り組むことである。

そのためには、政治の強いリーダーシップが不可欠である。

経団連では、去る3月16日、被災者の生活ならびに被災地の産業・経済の一刻も早い「復旧」に焦点をあてた「未曾有の震災からの早期復旧に向けた緊急アピール」を関係方面に建議した。

今後は、被災地を中心とする「復興」への取り組みが重要となる。これを進める上で、政府においては、強力な指揮命令権を持つ司令塔を確立し、被災地の人々の声を十分に反映した形での、早期復興と新しい日本の創造に向けた「基本法」ならびに「基本計画」の策定等を急ぐべきである。

あわせて、経済界としても、サプライチェーンの早期復興と産業基盤の維持をはじめ、日本経済の再生に全力で取り組む所存である。

記

1. 早期復興に向けた強力な体制整備

- (1) 政府における強力な指揮命令権をもった司令塔の確立
- (2) 「基本法」(東北地方太平洋沖地震災害復興に関する基本法)の早期制定
- (3) 国の施策の現地における一元的実施及び国と地方公共団体との連携強化
 - ・「震災復興庁(仮称)」の設置、道州制の導入も視野に入れた自治体間協議(県間および基礎自治体レベル)の促進、など

2. 新しい地域と街づくり

- (1) 各種基本計画(広域復興基本計画、広域インフラ整備計画等)の策定・実施
- (2) 都市復興の円滑化
 - ・復興都市計画の速やかな決定と実施、私権制限によるがれきの除去・建築制限、災害廃棄物の円滑な処理、住宅再建の迅速化、地場産業の復興、各種施策の推進に必要な税・財政・金融上等の支援措置、復興特区やPFI手法の大胆な活用、など
- (3) 都市の安全・安心の確保
 - ・防災・減災に関する技術の利用促進、など

3. 産業復興

- (1) 広域産業復興計画（含 農林水畜産業）の立案と実施
- (2) 放射能風評被害防止への迅速な対応（含 適切かつ迅速な情報公開、外国政府・国際機関への働きかけ）
- (3) 事業活動の維持・復旧
 - ・建築物再建の迅速化、被災事業者に対する支援（農林水畜産業者、建設業、中小企業等）、復旧・復興のための諸規制・許認可手続きの緩和、など
- (4) 被災者・被災企業支援等のための税制措置
 - ・個人・法人の申告・納付期限に係る柔軟な対応（指定範囲拡大、期限延長）・被災代替資産の取得に係る特例・新規投資促進等、個人の平成22年分の所得に対する雑損控除の適用、法人の震災損失の繰戻還付、など
- (5) 金融面での対応
 - ・日本銀行による強力な金融緩和の継続、被災地を中心とする中小企業に対する資金繰り対策、政府系金融機関による緊急融資枠の拡大、など
- (6) 会社法制等における対応（含 23年3月以降の決算会社）
 - ・有価証券報告書等の提出、決算発表の時期や監査上の取扱い、株主総会の開催時期・開催手続・議事運営等に関する柔軟な対応の認容、など

4. 被災地を中心とする雇用の維持・確保

- (1) 地元雇用を創出する新たな復興事業の早期実施
- (2) 企業の雇用維持努力に対する支援
 - ・被災事業主を対象とした雇用調整助成金等の拡充、など
- (3) 失業者の生活安定の確保と早期の再就職支援
 - ・被災者への雇用保険給付等の拡充と求職活動期間中の住居の確保、被災地における労働相談窓口の利便性の向上（ワンストップサービス）、など
- (4) 雇用機会の提供
 - ・被災者を雇入れる（含 新卒者）企業に対する支援、復興のための公共事業実施時に被災者の優先的雇用を促す取組み、など
- (5) 円滑な労働保険給付等の対応
 - ・申請手続きの簡素化・給付の迅速化、被災地域の事業主に対する労働保険料の減免措置、など

5. 復興財源確保と財政健全化の両立

- (1) 復興対策に必要な予算措置等の早期策定（含 補正予算）
- (2) 中長期的な財政健全化方針の堅持と復興のためのコスト負担に係る国民的合意形成
- (3) 復興財源のあり方の検討
 - ・予備費の活用、2011年度予算の組み替えによる財源の捻出、それでもなお不足する財源については臨時の国債発行や時限的な増税を検討、など

※なお、関東・東北地域を中心とする当面の電力需給対策等として、別紙の取り組みが求められる。

以上

電力・エネルギー対策

1. 当面の電力供給対策等

(1) 電力供給力の拡充

① 既存発電設備の最大限の活用

- ・ 停止中の発電所等の復旧・定期検査からの立ち上げの円滑化、火力発電所の稼働率向上や自家発電設備の柔軟な活用等に必要な環境・保安規制の一時的緩和、水力発電に係る取水制限の一時的緩和、など

② 新規設備の導入促進

- ・ 新規発電機材の導入・自家発電設備の新設の促進、新規電源（火力・水力、自家発電等）の設置に伴う許認可の緩和、環境アセスメントの簡素化と環境規制の一時的緩和、など

③ 燃料調達の円滑化

- ・ L P Gや石油製品備蓄義務の弾力化、発電用燃料への課税減免、など

(2) 節電・需要平準化対策

① 産業・業務対策

- ・ 省エネ設備の普及促進支援、フレックスタイム制をはじめ労働時間管理制度の弾力的運用、自家発電を持たない病院や在宅医療者への自家発電機材・バッテリーの導入支援、など

② 家庭対策

- ・ 節電や省エネ機器の普及に対するインセンティブの付与、テレビによる電力需給状況のリアルタイム通知、など

③ 公的部門における節電

(3) その他

① 不急の送電線移設工事の繰り延べ

② 再生可能エネルギーの全量買取制度、地球温暖化対策税の導入先送り、など

2. 抜本的対策の検討

① 原子力発電事故の徹底した原因究明と再発防止

② エネルギー・気候変動政策の国民的な議論の実施

③ サマータイム制度やより大胆なタイムシフトの導入検討

④ 今後のライフスタイルのあり方に関する国民的議論喚起

3. 「電力対策自主行動計画(仮称)」の策定・実行

- ・ 産業・業務・運輸各部門の操業・営業時間の抑制・分散化、操業・営業日の分散化、圏外への一時的な生産シフト・分散化、東京に立地する事業所の夏季計画休暇制度（例えば連続2週間または週休3日等）の導入や夏季休暇の分散化、自家発電設備の活用、など

以上

震災復興基本法の早期制定を求める

2011年4月22日
(社)日本経済団体連合会

日本経団連では、東日本大震災で甚大な被害をこうむった地域の早期復旧復興と新しい日本の創造に向け、去る3月16日、被災者の生活ならびに被災地の産業・経済の一刻も早い「復旧」に焦点をあてた「未曾有の震災からの早期復旧に向けた緊急アピール」を関係方面に建議するとともに、3月31日には、「震災復興に向けた緊急提言」において、被災地を中心とする「復興」への取り組み強化を提言した。

とりわけ、政治の強いリーダーシップによる国をあげた迅速かつ一体的・総合的な取り組み強化は喫緊の課題であり、被災地域の早期復興と新しい日本の創造に向けた「基本法」を制定し、強力な指揮命令権を持つ司令塔を確立するとともに、被災地の人々の声を十分に反映した「基本計画」の策定等を急ぐべきである。

そこで、今般、これら早期復興等に向けた強力な体制整備につき、下記及び別紙の通り、より具体的な経団連の考えを提言する。

記

1. 震災復興基本法の制定

東日本大震災で甚大な被害をこうむった地域の早期復興と新しい日本の創造に向けた施策を迅速かつ総合的に推進するため、基本的な理念その他の基本事項を定めるとともに、震災復興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「震災復興基本計画」の策定、国全体としての強力な司令塔である「震災復興総本部（仮称）」の設置、基本計画に基づく施策の一元的実施のための「震災復興庁」の設置などの体制を整備する「震災復興基本法」を制定する。

2. 震災復興基本計画、広域地方計画の策定

政府は、地方の意向を反映しつつ、新しいまちづくり、産業復興、道路・鉄

道・港湾・空港・情報通信等の整備、雇用の維持・確保、国土の良好な環境・文化・景観の保全、復興財源確保と財政健全化の両立、震災復興特区の指定等を計画内容とする「震災復興基本計画」を、基本法施行後速やかに作成し閣議決定する。

国の基本計画に基づき、被災地域の地方公共団体はそれぞれの地域の特性や住民の意向を踏まえた施策を推進するため地方計画を策定することとし、被災地域の地方公共団体間の広域連携を推進すべく、複数の県間及び市町村間での協議会により「震災復興広域地方計画」を策定するものとする。

3. 震災復興総本部(仮称)の設置

縦割り行政を排除し震災復興に係る一切の権限・予算を集約した司令塔として「震災復興総本部(仮称)」を内閣に設置する。

震災復興総本部は、震災復興基本計画案の作成及び実施の推進、同計画に基づいて実施する施策の企画・立案・総合調整等を掌り、総本部長を内閣総理大臣、総本部長代理を専任の国务大臣とし、震災復興基本計画等に基づき行政各部を指揮監督する。その他の全ての国务大臣を総本部員とするとともに、与野党幹部や被災地域の自治体等の関係者の震災復興総本部への参画を求め、国をあげた体制とする。また、有識者等の意見の聴取や施策の実施状況の評価・監視のための組織を設置できるものとし、事務局には行政の内外から精鋭を集める。

4. 震災復興庁の設置

震災復興総本部の下に、震災復興基本計画に基づく震災復興に関する施策を一元的かつ地方公共団体と連携して総合的に実施するため機関として、震災復興に関する施策の実施権限と地方公共団体との調整機能を持ち、震災復興総本部長代理を長とする「震災復興庁」を設置する。

なお、震災復興庁は、震災復興基本計画の実施期間内の時限機関とし、設置期限終了時には震災復興庁及び関連の全ての権限を広域自治体に移管し、道州制につなげていくものとする。

以上

震災復興基本法の骨子

第一 総則

一 目的

- 被災地域の早期復興と新しい日本の創造に向けた施策の迅速かつ総合的推進
- 基本理念その他の基本事項の規定、震災復興総本部及び震災復興庁の設置等

二 基本理念

- 国と地方公共団体との適切な役割分担、地域住民の意向の尊重
- 被災地域における生活の再建と経済の復興の緊急、災害に対する安全な地域づくり
- 活力と魅力あふれる地域と新しい日本の創造

三 国及び地方公共団体の責務

- 国：震災復興に向けた施策の迅速かつ総合的策定・実施
必要な法制・税制・財政・金融上の措置、規制・制度改革その他の措置
- 地方：区域の特性・住民の意向を踏まえた自主的施策の策定・実施
- 国・地方：施策の策定・実施における緊密な連携 等

第二 震災復興基本計画

一 震災復興基本計画の策定

- 政府による「震災復興基本計画」の基本法施行後の速やかな策定
- 「震災復興基本計画」の規定事項
 - ・新しい地域とまちづくりに関する事項
 - ・産業の適正な立地と復興に関する事項（放射能風評被害防止を含む）
 - ・道路、鉄道、港湾、空港、情報通信等の整備に関する事項
 - ・雇用の維持・確保に関する事項
 - ・国土の良好な環境、文化、景観の保全に関する事項
 - ・震災復興財源確保と財政健全化の両立に関する事項
 - ・震災復興特区の指定に関する事項
 - ・新しい日本の創造に関する事項
- 「震災復興基本計画」の国会報告、公表 等

第三 震災復興広域地方計画

一 震災復興広域地方計画の策定

- 被災地域の地方公共団体による「震災復興広域地方計画」の策定
- 複数県による震災復興広域県計画及び複数市町村による震災復興広域市町村計画
- 地方公共団体の計画と震災復興広域計画との整合性確保

二 震災復興広域地方計画協議会の設置

- 震災復興広域地方計画の区域内の地方公共団体による協議会の組織
- 震災復興広域地方計画の作成及び実施に必要な事項の協議
- 震災復興庁、必要に応じ区域外の地方公共団体の参加 等

第四 震災復興総本部(仮称)

一 震災復興総本部の設置

- 震災復興に関する施策を集中的かつ総合的に推進する「震災復興総本部」の内閣への設置

二 所掌事務

- 震災復興基本計画の案の作成及び実施の推進
- 震災復興基本計画に基づいて実施する施策の企画・立案・総合調整
- 震災復興に関する重要な施策の企画・立案・総合調整

三 震災復興総本部の構成員

- 震災復興総本部長、震災復興総本部長代理及び震災復興総本部員で組織

四 震災復興総本部長

- 震災復興総本部長：内閣総理大臣
- 震災復興基本計画（閣議決定）に基づき行政各部を指揮監督

五 震災復興総本部長代理

- 震災復興総本部長代理：国務大臣
- 震災復興基本計画（閣議決定）に基づき震災復興総本部長の命を受け行政各部を指揮監督

六 震災復興総本部員

- 震災復興総本部長及び震災復興総本部長代理以外のすべての国務大臣
- 震災復興総本部員の追加、関係者の出席要請

七 資料の提出その他の協力

- 関係機関への資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力要請・依頼

八 その他

- 事務局の設置、その他震災復興総本部の内部組織等所要の規定は政令で整備
- 主任の大臣：内閣総理大臣、震災復興総本部令の発出 等

第五 震災復興庁

一 震災復興庁の設置

- 震災復興に関する施策を一元的に実施する「震災復興庁」の震災復興総本部への設置

二 所掌事務

- 震災復興基本計画に基づく施策の実施
- 地方公共団体が震災復興に関して講じる施策との調整

三 震災復興庁の長

- 震災復興庁長官：震災復興総本部長代理

四 組織等

- 政令で所要の規定を整備 等

以 上

被災者・被災地支援の取り組み

2011年4月30日
経団連東日本大震災対策本部

1. 義援金・支援金等の協力

(1) 義援金

被災者に直接お見舞い金としてお届けする資金。合同配分委員会にて4月8日に第一次配分を決定、13日に各被災都道県に配分。

＜配分割合＞死亡・行方不明者	1人あたり	35万円
住宅全壊	1戸あたり	35万円
住宅半壊	1戸あたり	18万円
原発避難指示・屋内待機指示圏域	1世帯あたり	35万円

(2) ボランティア活動資金

- ① 「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)」への資金協力
- ② 指定寄付金「赤い羽根災害ボランティア・NPO活動サポート募金」
- ③ 「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」への資金協力

※経団連会員企業などが表明した義援金・支援金等の総額（救援物資の金額換算も含む）は800億円超。

2. 「救援物資ホットライン便」による救援物資の提供

被災された県の知事等とのネットワークを構築し、自治体・自衛隊、日本郵船グループ、全日本空輸の協力を得て、救援物資（約300トン）を被災地に届けた。

- (1) 海ルート：47社・団体から物資提供。青森県を仲介役とし岩手・宮城県にお届け。
- (2) 空ルート：23社・団体から物資提供。秋田県を仲介役とし岩手・宮城県にお届け。
- (3) 陸ルート：36社・団体から物資提供。岩手県・宮城県にお届け。
- (4) 自衛隊ルート：2社から物資提供。東京都を仲介役とし宮城県にお届け。

3. 災害ボランティアセンターへの支援

- (1) 支援Pへの参加を通じて、市町村ごとに設置される災害ボランティアセンターに対し、センターの立ち上げや運営等に必要な資機材等を提供。
- (2) 被災者が必要とする物資を各世帯に配付できるよう袋詰めして届ける支援（うるうるパック）を実施。
- (3) 支援Pが実施するボランティアプログラムに企業人の参加を募集。第1弾を4月25日～29日まで岩手県に派遣。引き続き被災3県に派遣予定。

4. 農水産物・食品等の消費回復を通じた被災地支援

深刻な打撃を受けている関東・東北地方の農水産業者や食品関連事業者を支援するため、農業関係団体、関係自治体、消費者団体等と連携し、経団連会員企業・団体に対し、社員食堂での製品の積極的活用や企業内での産直市（企業マルシェ）等の開催をお願い。

以上